



埼玉県報

第2156号

平成22年2月9日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [集束イオンビーム加工観察装置の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [彩の国だよりの印刷業務に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [ネットワークアナライザの購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [旋盤の購入に関する随意契約の告示\(入札執行課\)](#)
- [フライス盤の購入に関する落札者の告示\(入札執行課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の廃止\(青空再生課\)](#)
- [粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の廃止\(青空再生課\)](#)
- [埼玉県キタミソウ保護管理事業計画の概要\(自然環境課\)](#)
- [都市計画事業施行の周知\(道路街路課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地計画の縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [大型映像システムの賃貸借及び保守に係る落札者の公告\(会計課\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道深谷寄居線の供用開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道花園本庄線の供用開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十四号中訂正\(川越県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本チャリティ活動支援協会
- 三 代表者の氏名
江原 均
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市安行領根岸三七八九番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、未来ある児童養護施設の子どもたちのために、児童及び児童福祉施設を取り巻く環境調査・研究や自立支援事業を行い、非行に走らない為の意識改革、生きるための喜び、将来への夢（職業観）を持つていただけるような豊かな育成環境を築くのが目的である。

告 示

埼玉県告示第百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

集束イオンビーム加工観察装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業技術総合センター事務局 総務・企画室研究企画担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号

3 落札者を決定した日

平成21年12月9日

4 落札者の氏名及び住所

三益半導体工業株式会社 群馬県高崎市保渡田町2174番地1

5 落札金額

69,090,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年10月27日

告 示

埼玉県告示第百六十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約 2,350 千部 × 12 回 (8 ページ × 8 回 ・ 12 ページ × 4 回)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日 (木) から平成 23 年 3 月 31 日 (木) まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指示する場所及び広聴広報課

(5) 入札方法

入札金額は、8 ページを 8 回、12 ページを 4 回発行するものとして、各 1 部当たりの単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成 20 年埼玉県告示第 1032 号) に基づき、業種区分「印刷の請負」の A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号) に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号) に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務を遂行するに当たり、入札説明書・仕様書に示す要求事項に適合することを認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 電話 048-830-5778 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎総務部地下会議室 平成22年3月29日(月)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成22年3月26日(金)午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札金額 × 2,350 千部 × 1.05 × 0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

各契約単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額 × 2,350 千部 × 1.05 × 0.1

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月4日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、

それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 2 月 22 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Service Required:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 2,350,000 copies

(2) Deadline for submission

By mail: registered must be received by 5:00 pm, March 26, 2010

In person: 10:00 am, March 29, 2010

(3) Contact Point for the notice:

Bidding Enforcement Division General Affairs Department, Saitama
Prefectural government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

ネットワークアナライザ 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業技術総合センター事務局 総務・企画室研究企画担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号

3 落札者を決定した日

平成21年12月9日

4 落札者の氏名及び住所

日本電計株式会社 東京都台東区上野5丁目14番12号

5 落札金額

48,090,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年10月27日

告 示

埼玉県告示第百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
旋盤 11 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 21 年 12 月 10 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町 1 丁目 54 番地
- 5 契約金額
67,163,250 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札の公告を行った日
平成21年10月27日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県告示第百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

フライス盤 5台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年12月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社オキナヤ 埼玉県熊谷市江南中央2丁目17番1号

5 落札金額

42,210,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年10月27日

告 示

埼玉県告示第百六十四号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十八年埼玉県告示第
二百五十二号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次のように
改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばな
い。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表DEPRO ECS(4H 1)の項を削る。

告 示

埼玉県告示第百六十五号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十九年埼玉県告示第百十五号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次のように改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表DEPRO ECS（J0 1）の項を削る。

告示

埼玉県告示第百六十六号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成十二年埼玉県条例第十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、埼玉県キタミソウ保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 事業の目標

キタミソウが自然状態で安定的に存続できること。

二 事業の区域

本県でキタミソウが生育する北部から東部にかけての低地帯

三 事業の内容

イ 個体群の保全及び管理

(1) 生育状況等の把握

本計画を適切かつ効果的に実施するため、自然保護団体等と連携して調査及びモニタリングを行い、個体群の生育状況、新たな生育地、生育に影響を及ぼす要因等について把握する。

(2) 保全対策

生育状況調査等の結果を踏まえ、生育適地の確保や外来植物の排除対策を実施する。

ロ 生育環境の保全及び管理

本種が分布する水路等の管理者には、本種の希少性と生態的特性に関する情報を提供するとともに、冬期通水事業や溜井等の構造を変更する計画等の把握に努め、本種の生育に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、用水路等の管理者や事業者と調整を行い、影響の軽減を図る。

ハ 法的規制、法的位置づけ等

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づき、原則として採取等を認めない。

ニ 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

生育地の情報を公開するとともに、特異な生育サイクルについて普及啓発を推進することにより、社会的な支援体制の形成を促進する。また、生育地の情報提供を通じて、各地の自然保護団体等の広域的な連携が展開するよう支援する。

ホ 事業推進への連携体制

用水路等の管理者や事業者、保全活動団体等は多数にまたがっているため、関係者間での情報交換を通じて連携体制の構築を図る。

告示

埼玉県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十八号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後、に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画道路事業三・四・七号中山道

二 施行者の名称

埼玉県

三 事務所所在地

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県 県土整備部 道路街路課

北本市東間三丁目百四十三番地 埼玉県 北本県土整備事務所

四 事業地の所在

収用の部分 埼玉県上尾市大字上地内

使用の部分 なし

告 示

埼玉県告示第百六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 五一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

入間郡三芳町大字上富一六五の二他一七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一八四・二立方メートル

浸透効果量 〇・〇二立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十八条第二項の規定により、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供するの
で、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十五条の二において
準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この換地計画について意見のある利害関係者は、平成二十二年二月二十五
日（木）までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十二年二月十二日（金）から同年二月二十五日（木）まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一

埼玉県伊奈新都市建設事務所

告 示

埼玉県告示第百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
大型映像システムの賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2丁目15番12号
- 5 落札金額
163,296,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年12月18日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで 大字小室字水怒二七八五番一 地	上尾市大字原市字拾四番耕地三 八八番一地从先から北足立郡伊奈町	区 間
二一・〇〇〇～二二・〇〇〇	一七・二〇〇～二二・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七五・〇〇		延 長 (メートル)
交通安全施設自転車 歩行車道工事		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

<p>さいたま栗橋線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>上尾市大字原市字拾四番耕地三八番一 地先から北足立郡伊奈町大字小室字水怒二七八五番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三七五・〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

<p>深谷寄居線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市武蔵野字土塊三二〇二番地先から同市武蔵野字古井戸三一八六番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年十二月二十五日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二八一・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

<p>路 線 名</p>	<p>花園本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市武蔵野字在家三四〇九番地 先から同市武蔵野字五反畑三〇四〇番 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十二年二月九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十二月二十五日 埼玉県熊谷県土整備事務所長告 示第二十四号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延長五 七九・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年一月十三日

指令川建セ第二一〇〇九六二号

二 検査済証番号

平成二十二年二月四日

第二一〇一六三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田新田字下台九〇 三、九一 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字久保田新田九五番地一

新井 綾子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十二月十五日

指令川建セ第二一〇一三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月四日

第二一〇一六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字今宿字仮宿六一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字大豆戸五〇一

宮崎 隆博

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十五日

指令越建セ第二一〇一三〇一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月三日

第三九三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷七二二 二、七二三 二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区日進町二丁目四八二 二 JR社宅五 五〇三

渡辺 敏男

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十月二十一日

指令越建セ第二一〇一一四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月三日

第三九四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五八九一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区西原一番七八一一〇二

佐藤 誠

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十九日

指令越建セ第二一〇一二五一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月四日

第三九六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町内田四丁目二二六〇―一、二二六一、二二六二―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番一五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十四号（平成二十年十二月二十四日第二千四十二号）中訂正

ページ 表中

三五 区間

誤

同市大字寺山字宮田一五四番二

正

同市大字寺山字宮田一六七番一

ページ 表中

三五 延長

誤

三九〇・〇九

正

三九〇・九〇